いわゆる「谷間世代」に対する救済措置 の実施を求める再度の会長声明

当会は、2018年(平成30年)年3月1日、給費制が廃止されていた 2011年(平成23年)度から2016年(平成28年)度までの6年間 に司法修習を受けた司法修習生に対する国の救済措置を求める声明を発出し た。

しかし、その後、国はいわゆる「谷間世代」に対する救済措置を取らず、 かつ、貸与金返還期限の猶予もしていない。

いわゆる「谷間世代」の法曹は、国から給費を受けられなかった一方で、非 「谷間世代」同様に、約1年間の修習専念義務を課され、兼業原則禁止とされ、 必ずしも希望でない修習地へと全国配属された。「谷間世代」の経済的負担及 び不平等は顕著であり、全法曹の約4分の1もの「谷間世代」のみが経済的負 担と不平等を強いられる合理性がない。

わが国は、1947年(昭和22年)裁判所法改正以来、法曹を社会の人的 インフラと位置付け、法曹養成は国の責務との自覚のもと法曹を一体的に養 成してきた。「谷間世代」の経済的負担及び不平等を放置することは、わが国 が維持してきた法曹養成に対する崇高な見識にも反する。

当会は、「谷間世代」の救済が弁護士会ではなく国の責務であることを明確に認識しつつも、法曹養成に関する担い手でもあるとの自覚から、また経済的負担及び不平等を強いられた仲間に何かしらでも支援できないかとの思いから、2019年(平成31年)2月22日当会臨時総会において、当会会費減額という経済的支援をすることを決めた。日弁連もまた、2019年(平成31年)3月1日臨時総会において、「谷間世代」に対する給付金支給という経済的支援をすることを決めた。

しかしながら、当会及び日弁連の経済的支援の規模は、「谷間世代」が司法

修習期間中に受け取るべきであった生活保障の規模には及ばない。「谷間世代」の救済は引き続き必要であり、その義務を負うのは国である。国は、「谷間世代」が司法修習期間中に得られるべきであった生活保障に見合う給付金を支給するための立法措置を講ずるべきである。

当会は、あらためて、国に対し、いわゆる「谷間世代」に対する救済措置の実施を求める。

2019年(平成31年)3月27日 佐賀県弁護士会

会 長 奥 田 雄 雄